



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>



災害の備え，万全ですか？

静岡県弁護士会 災害対策委員会

・弁護士と災害

大きな災害が発生した場合、相続や住宅ローンなどの借金問題、借地借家や損害賠償請求といった様々な法律問題が発生します。

全国の弁護士会では、阪神淡路大震災をはじめ、大規模災害が発生した際、弁護士を被災地の避難所等に派遣して法律相談を行ったり、電話での相談を行うなどして、被災者の支援活動を行ってきました。平成23年の東日本大震災の際には、当会も、福島県相馬市や南相馬市等へ弁護士を派遣し、避難所を訪問するなどして、被災者のための無料法律相談に参加しました。

・事前の防災・減災のための取り組み

当会では、東日本大震災以降、被災後の支援体制の強化はもちろん、被災した際の被害・影響を最小化するための活動にも力を入れるようになりました。

その一例として、大規模災害発生時、速やかに県内の自治体と連携をとり、弁護士が被災者の法律相談や情報提供等の支援活動に従事できるよう、県内の各自治体との災害時支援協定の締結を進めています。現時点（9月1日現在）で静岡県と県内の計24市町との間で災害時支援協定を締結しており、今後も県内の全自治体と協定を締結することを目標に取り組んでいます。

また、被災者が災害発生直後に必要となる、行政サービスや各種支援制度の情報、災害時の法律問題について、特に東日本大震災で多く寄せられた問題をQ&A形式でまとめた「静岡県弁護士会ニュース」を作成しました。協定を締結した市町では、市町の協力のもと、行政サービスや各制度の具体的な窓口（電話番号）まで記載した各市町版の弁護士会ニュースを作成し、平时に配布していただいたり、災害が発生した際に避難所等に配布、掲示していただくよ

う働きかけをしています。実際に、富士宮市、御前崎市、焼津市などでは各市版を市から住民に配布していただきました。

さらに、お財布に入る携帯しやすいサイズで多くの支援情報をまとめた「被災者支援チェックリスト」も作成しました。御前崎市、下田市では市から住民に配布していただいています。

静岡県弁護士会のホームページには「災害特設ページ」が設置されており、そこから弁護士会ニュース、被災者支援チェックリストをどなたでもダウンロードしていただくことができますので、万が一の備えとしてぜひ平時のうちに入手し、ご活用ください。



（弁護士会ウィーク 特別防災講演会のお知らせ）

東日本大震災

大川小学校から静岡へ 命のバトン

～二度と「想定外」で大切な命を失わないために～

■ 11月4日（月）午後1時30分開演

■ もくせい会館（静岡県総合研修所）富士ホール

第1部講演 鈴木典行氏（大川小学校被災児童ご遺族）

第2部講演 阿部郁男氏（常葉大学教授）

地震が来ると言われ続けている静岡に住む私たちですが、命の大切さについて、静岡での津波防災について、一度じっくり考えてみませんか。予約不要、参加無料となっておりますので、皆様ぜひご来場ください。

民事信託を検討してみませんか？

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会
委員 弁護士 篠原 弘一郎

理処分をしてもらうケースがあげられます。

私達は、未曾有の高齢化社会を迎えています。高齢者ご自身若しくは高齢者の親族を持つご家庭では、将来、本人が認知症などで判断能力が低下した場合、本人の財産管理をどのように行ったら良いか（生前の財産管理の問題）、高齢者が亡くなった場合、誰にどのように資産を引き継げばよいか（死後の資産承継の問題）などについて、悩みを抱えている方が多くいらっしゃいます。

この生前の財産管理の問題及び死後の資産承継の問題を解決する手法の一つとして注目されているのが、民事信託で、幅広く活用されるようになってきました。

では、民事信託とはどのような制度で、どのように利用されるのでしょうか。

1 民事信託とは？

(1) 民事信託の主要な登場人物は、三人います。

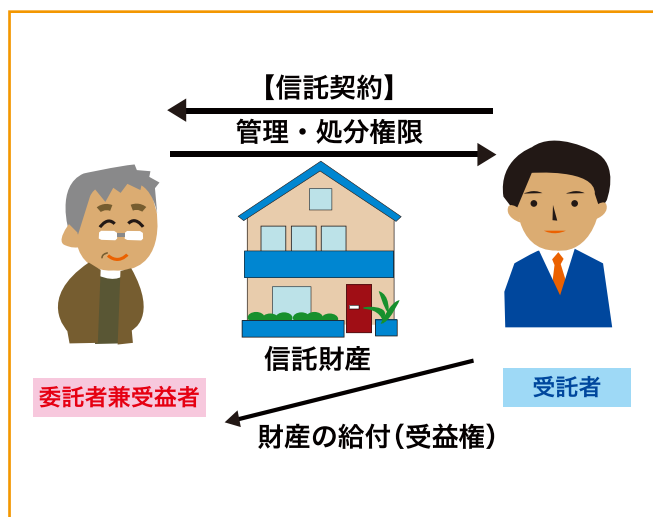
まず、一人目は、「委託者」で、財産を持っている人で財産を託す人を言います。

二人目は、「受託者」で、財産を託され管理する人のことを言います。

三人目は、「受益者」で、受託者が管理する財産から経済的な利益を受ける人のことを言います。

(2) この三人の登場人物を元に民事信託を説明すると、民事信託とは、財産を持っている人（委託者）が、契約や遺言によって、信頼できる人（受託者）に、不動産や現金等の財産（これを「信託財産」と言います）を託し、一定の目的に従い、受託者が特定の人（受益者）のためにその財産を管理処分することを言います。

委託者自身が受益者になることもできます。典型的には、親が委託者及び受益者となって信頼する息子に財産を託し管



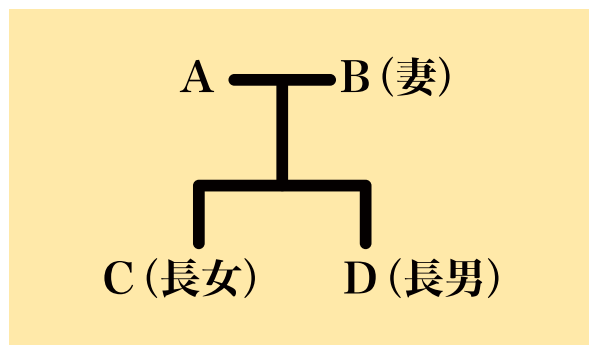
2 民事信託の活用例

(1) では、この民事信託は、生前の財産管理の問題及び死後の資産承継の問題を解決する手法として、どのように利用されるのでしょうか。次の事例を元に説明します。

(2) 事例

A（80歳）は、中程度の認知症を患う妻B（78歳）と自宅で暮らしています。Aは、自宅不動産のほか、小さなアパートを所有し、また、生活に困らない一定の現金を所有しています。AB夫婦には、長女C（52歳）と長男D（50歳）がおり、それぞれ結婚して独立していますが、家族関係は良好です。Aは、自分がBより先に亡くなったときには、認知症のBが困らないよう、Bに全財産を残したいと考えています。また、長女Cは家族と県外で暮らしている一方、長男Dは、同じ市内で家族とアパート暮らしをしているため、もしAがBより先に亡くなった場合は、Dが自宅に引っ越して、認知症のBの面倒を見ながら、一緒に暮らすことで

話がついています。A は、長男 D にそのまま自宅不動産を引き継いでもらい、長女 C には、アパートを相続させたいと考えており、CD にもその旨話し、了解を得ている状況です。A は、最近物忘れが激しくなってきたため、判断能力があるうちに、以上のことを取り決め、また、今後の財産の管理も D に任せたいと思っています。



(3) 判断能力を喪失した場合の本人のために財産管理を行う制度としては、成年後見制度、自己の財産の承継を取り決めておく制度としては、遺言を利用するのが一般的です。

仮にこの事例において、A が何の手も打たないまま判断能力を喪失してしまうと、家庭裁判所に成年後見人を選任してもらい A の財産を管理してもらうことになりますが、D に財産管理を任せたいという A の意思どおり、成年後見人に D が選任されるとは限りません。

また、認知症の B に全財産を残したいという目的だけであれば、A が判断能力のあるうちにその内容の遺言をすれば達成できます。しかし、財産を譲り受けた時点（A の死亡時）で、B の認知症が進んでおり判断能力が失われている場合は、B の財産管理のために成年後見人を選任してもらわざるを得なくなります。

更に、A は、認知症の B の亡き後は、自宅を D、アパートを C に相続させたいと考えていますが、現行法上、A が「財産を全部 B に相続させるが、B 亡き後は、自宅を D、アパートを C に相続させる」

との遺言は認められていません。B が財産を譲り受けた後判断能力が残っていれば、B が A の意思を継いで、同様の遺言をすればよいですが、B の判断能力がなければ、B は遺言自体ができません。この場合は、CD が改めて遺産分割協議をせざるを得なくなります。

(4) この事例で、A が判断能力のあるうちに、D との間で、委託者を A、受託者を D、当初の受益者を A 自身、A 亡き後の第二受益者を妻 B とする信託契約を締結します。これにより、今後の財産管理は D に任せたいとの A の意向は達成でき、また、仮にその後 A の判断能力が喪失したとしても、成年後見人を選任せずに、当初取り決めた目的に従い、D は A が託した財産管理を行うことができます。

また、信託契約は A と B が死亡した場合に終了すると定め、信託の残余財産の帰属先として、自宅不動産を D、アパートを C と定めておけば、妻 B 亡き後は、自宅不動産を D、アパートを C に承継させたいとの A の意向を確実にかなえることができ、かつ、CD 間での無用な相続紛争を防ぐことができます。

(5) このように、このケースでは、成年後見や遺言といった制度を利用するのではなく、民事信託と言う一つの制度を利用することで、AB 夫婦の認知症に伴う財産管理の問題と AB の財産の承継の問題を一括して横断的に解決することができるとの大きなメリットがあります。

3 まとめ

民事信託は、うまく使えば、個別事情に応じ柔軟に財産管理及び財産の承継の問題を解決できる制度です。この問題にお悩みの方は是非ご検討下さい。但し、柔軟に設計できる故に複雑になりがちで、また、税務上の問題もありますので、実際の信託契約にあたっては、弁護士や税理士など専門家に相談しながら進めることをお勧めします。

各種法律相談のご紹介

2019.10.1現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円(税込)
民事法律扶助制度(資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度)の利用も可能

■相談日時

●静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時

●浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時

●沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分

●掛川法律相談センター

※浜松支部にて予約受付

毎月第3水曜日 午後1時～4時30分

●下田法律相談センター

※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時

静岡・浜松・沼津では、
原則第3土曜の午前も
相談を実施中！
予約は平日お電話で。



高齢者・障害者相談 無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。
相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで

■相談日時

●静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時

●浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談 初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談(刑事手続参加、加害者対応等)をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談日時

●静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部

相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を
決定(場所は原則として担当弁護士事務所)

クレジット・サラ金相談

無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理(過払い金返還請求を含む)等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間

■相談日時

●静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時

毎週火・木曜日 午後1時30分～4時

毎週金曜日 午前10時～12時

午後1時30分～4時

●浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時

毎週火・木曜日 午前10時～12時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談 初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題(労働者の方からのご相談に限ります)、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。

資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度(資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度)の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、
土日・祝日、時間外は、留守番電話に
よる受付をします。



交通事故相談 ((公財)日弁連交通事故相談センター※) 無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。
公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。
※当センターは、国(国土交通省)からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部(静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部)へお問い合わせください。

静岡相談所	毎週月・水曜日	午後1時30分～4時、 毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
浜松相談所	毎週火・木曜日	午後1時30分～4時
掛川相談所	毎月第1水曜日	午後1時30分～4時
沼津相談所	毎週月・水・金曜日	午後1時～3時30分
三島相談所	毎月第2火曜日	午後1時～3時30分
伊東相談所	毎月第3火曜日	午後1時～3時30分
下田相談所	毎月第4月曜日	(変更有完全予約制) 午後1時～3時30分

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848